

台風第15号等に係る住宅修繕緊急支援事業の開始について

1 趣旨

令和元年台風第15号等により、半壊又は一部損壊した住宅について、耐震性の向上等に資する修繕工事に対する補助事業を開始しましたので、概要について御説明します。

なお、当制度については、1月の広報よこはまに掲載しています。

2 住宅修繕緊急支援事業の概要【台風15号等による被害が対象】

ア 対象となる方

対象災害により次のいずれにも該当する方

- ① 半壊又は一部損壊のり災証明書が交付された住宅の所有者
- ② 自らの資力では住宅の修繕を行うことができない者

イ 対象工事

対象災害により次のいずれにも該当する方

- ① 令和元年9月9日以降に着手したもの
(工事が既に完了しているものも対象となります)
- ② 損傷した屋根※1又は外壁等※2について耐震性の向上等に資する修繕工事※3
 - ※1 屋根材(棟・破風・軒裏を含む)の張替等及び関連工事が対象ですが、雨樋のみの工事は対象外です
 - ※2 外壁の補修とともに筋交い、構造用合板、破損した柱等の構造部材の修繕を行うものが該当します
バルコニーは対象外です
 - ※3 「耐震性等の向上に資する修繕確認書」により確認します(建築士または施工業者による証明が必要)
- ③ 補助対象となる工事に要する費用が10万円以上(税込)であるもの

ウ 補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円)

エ 受付期間 令和元年12月20日(金)～令和2年3月10日(火)

オ 相談受付 市役所建築局住宅政策課

【担当】 建築局住宅政策課 伊藤・城向・齋藤
【連絡先】 671-3975

～台風 15 号等によりご自宅等の屋根等に被害を受けた方へ～
耐震性の向上等に資する修繕工事を実施した場合は、
最大30万円の補助が受けられます。

緊急募集！
3月10日まで

1 対象者等

- 半壊又は一部損壊の罹災^{りさい}証明書が交付された住宅^{*}の所有者
※ 現に居住の用に供されている住宅が対象となり、空き家、別荘、セカンドハウス等は対象外となります
- 自らの資力のみでは住宅の修繕を行うことができない者
※ 「資力に係る申出書」により確認します。火災保険等ですべて賄うことができた方などは対象外です



2 対象工事

- 令和元年9月9日以降に着手したもの（工事が既に完了しているものも対象となります）
- 損傷した屋根^{*1}又は外壁等^{*2}について耐震性の向上等に資する修繕工事^{*3}
※ 1 屋根材（棟・破風・軒裏を含む）の張替等及び関連工事が対象ですが、雨樋のみの工事は対象外です
※ 2 外壁の補修とともに筋交い、構造用合板、破損した柱等の構造部材の修繕を行うものが該当します
バルコニーは対象外です
※ 3 「耐震性等の向上に資する修繕確認書」により確認します（建築士又は施工業者による証明が必要）
- 補助対象となる修繕工事に要する費用が10万円以上（税込）であるもの

- 補助対象工事費の20%（上限30万円）

12月20日
受付開始

- 令和元年12月20日（金）から令和2年3月10日（火）までに必要書類（裏面参照）を添えて「6 申請窓口」までお持ちください。（原則、郵送不可）

- 横浜市建築局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/kinkyuhojo.html>

- このほか、下記の申請窓口及び区役所広報相談係でも配布しております



- 横浜市建築局 住宅政策課 罹災証明書の発行については住宅がある区の消防署へお問合せください
（住所：横浜市中区相生町 3-56-1 KDX 横浜関内ビル 4階 電話：045-671-2922）

- 受付時間 平日9～12時、13～16時 事前予約は不要です

受付時に書類のチェックがありますのでお時間に余裕をもってお越しください

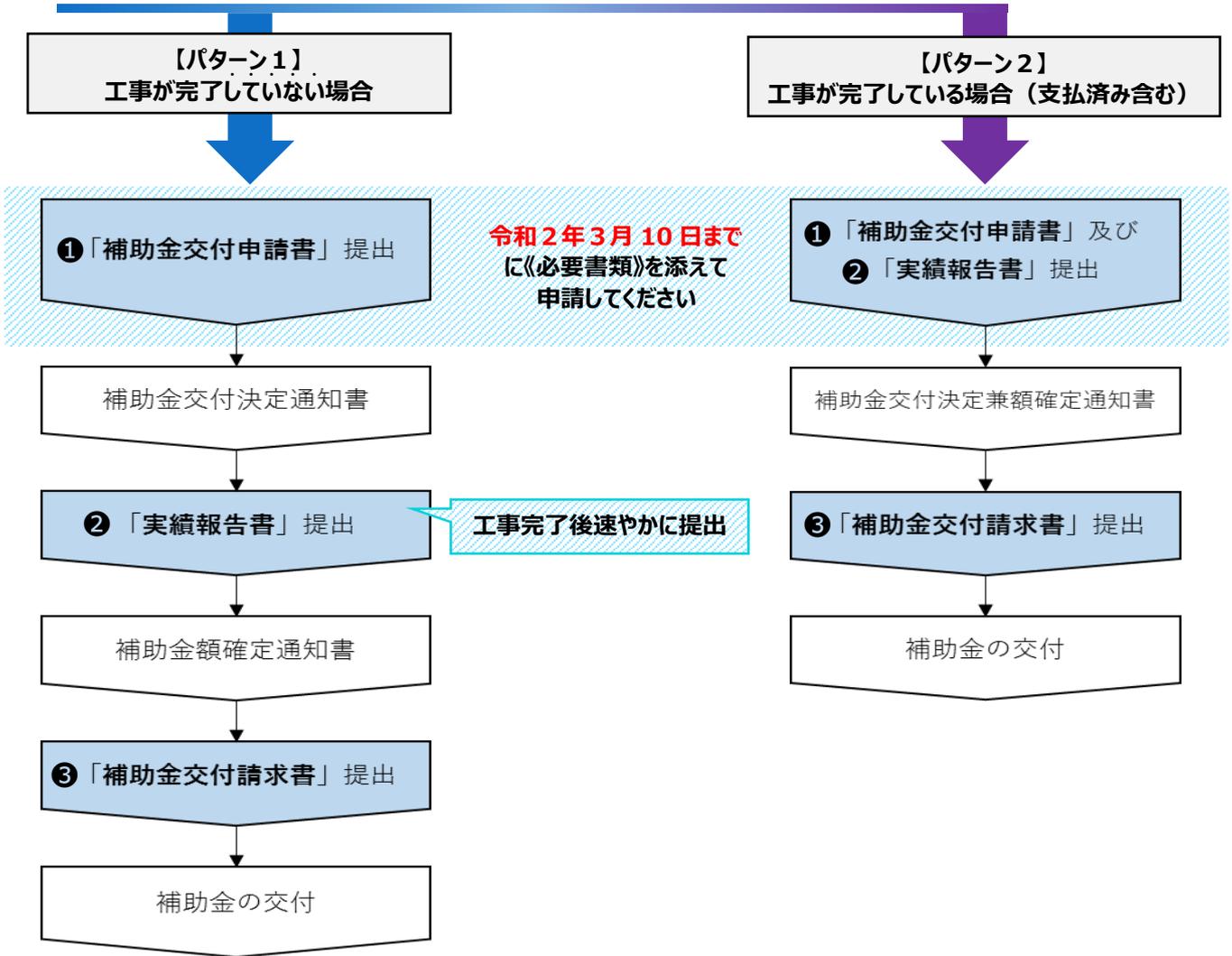
- お問い合わせ専用アドレス kc-kinkyuhojo@city.yokohama.jp

事前の書類確認などは
メールでも受け付けます

7 申請フロー

(令和元年9月9日以降)

台風15号等により被災 ⇒ 修繕工事見積り ⇒ 工事契約 ⇒ 工事着手 ⇒ 工事完了 ⇒ 支払い



《必要書類》

①補助金交付申請書（様式第1号）

- 資力に係る申出書（様式第2号）
- カラー写真（修繕工事着手前）…………… 補助対象部分の被災状況がわかるもの
- 修繕工事実施計画書（様式第3号）
- 耐震性の向上等に資する修繕確認書（様式第4号）
- 見積書等（工事の内訳がわかるもの）
- 罹災証明書の写し…………… } 工事業者等に作成を依頼してください
- 委任状【代理申請の場合】…………… } お手元がない方は住宅がある所管の消防署へお問合せください

②実績報告書（様式第11号）

- 領収書の写し
- カラー写真（修繕工事完了後）…………… 補助対象部分の工事完了状況がわかるもの

③補助金交付請求書（様式第13号）